

夢を実現する第一歩のために

ミツヒロニュース



何年かぶりに映画を観た光廣です。ドキュメンタリー映画「カムイと生きる」では、アイヌとして育った浦川治造さんが、カムイ(神)に感謝しカムイと共に生きることを実践されています。私達は、資本主義社会の中で、自然と対峙して生活してきましたが、自然と共に生きていくことの必要性を考える時期が来ているのではないかと思います。
光廣 昌史

今月のトピックス

- ◎ 国外財産が5,000万円を超えたら調書の提出を
- ◎ LEDランプへの取替費用の取扱い
- ◎ イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識 「税務署の人事異動」
- ◎ あとがき わが家のツバメ (その後)

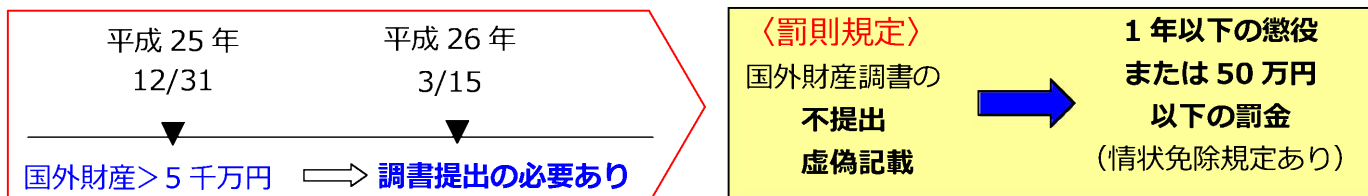
国外財産が5,000万円を超えたら調書の提出を

歴史的な円高が続く昨今では、富裕層に限らず海外資産を積極的に購入する方が増え、海外資産の保有は税の世界においても注目されています。国税側も海外資産の相続が想定される事案や海外資産の取得が把握された場合についての情報収集・調査に努めているようです。

1. 国外財産調書制度の創設

平成24年度税制改正で国外財産調書の制度が創設されました。これにより、その年の12月31日現在の価額(原則時価)の合計額が5,000万円を超える海外資産(国外財産)を所有する日本の居住者は、所得税の申告有無に限らず、必要な事項を記載した**国外財産調書**をその年の翌年3月15日までに税務署へ提出しなければならなくなりました(国外送金法5①)。

財産を記載した調書といえば、その年分の総所得金額が2,000万円を超えた場合に提出する「財産債務明細書」があります。これと同様に罰則はないものとお考えの方がいらっしゃいますが、「**国外財産調書**」は**罰則規定が設けられています**。



国外財産から生じた所得等の申告漏れや無申告が発覚した場合も罰金が加重されてしまいます。

2. 適用開始時期

国外財産調書の提出 : 平成26年1月1日以降提出分から適用
(来年年末の国外財産の価額合計が提出有無の判断材料となります)

罰 則 規 定 : 平成27年1月1日以降提出分から適用
(平成27年1月1日以後の違反行為から適用されます)

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

3.提出義務者

日本の居住者であり、かつ12月31日時点において国外財産を合計5,000万円超保有している個人

個人	居住者	非永住者以外の居住者	国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人のうち非永住者以外の者
		非永住者 (提出義務なし)	日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年間の間、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下の個人
	非居住者(提出義務なし)	居住者以外の個人	

4.対象となる財産

対象となる財産は国外にある財産のすべてであり、財産に債務は含まれません。また、財産の所在地については、相続税法の規定により判断し、その判定の時期は12月31日における現況とされます。

《国外財産調書制度の記載事項を省令別表第一で確認》

国外財産調書の記載事項等は国外送金等調書法規則別表第一に定められています。国外財産の区分は土地、建物、山林、現金、預貯金、有価証券など12区分で、国外財産に基因して生ずる所得に係るものであることから、債務に関する区分は設けられていません。別表第一のとおり、それぞれの財産区分で種類別、用途別及び所在地別の価額、その他の必要な事項を記載しなければなりません(国外送金等調書法規則12)。

別表第一(第12条関係) 国外財産調書の記載事項

	区分	記載事項	備考
1	土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額	庭園その他土地に附設したものを含む。
2	建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額	附属設備を含む。
3	山林	用途別及び所在別の面積及び価額	林地は、土地に含ませる。
4	現金	用途別及び所在別の価額	
5	預貯金	種類別、用途別及び所在別の価額	種類別は、当座預金、普通預金、定期預金等の別とする。
6	有価証券	種類別、用途別及び所在別の数量及び価額	種類別は、株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別とする。
7	貸付金	用途別及び所在別の価額	
8	未収入金(受取手形を含む)	用途別及び所在別の価額	
9	書画骨とう及び美術工芸品	種類別、用途別及び所在別の数量及び価額 (1点10万円未満のものを除く)	種類別とは、書画、骨とう及び美術工芸品の別とする。
10	貴金属類	種類別、用途別及び所在別の数量及び価額	種類別は、金、白金、ダイヤモンド等の別とする。
11	4,9及び10に掲げる財産以外の動産	種類別、用途別及び所在別の数量及び価額(1個又は1組の価額が10万円未満のものを除く)	種類別は、4、9及び10に掲げる財産以外の動産について、適宜に設けた区分とする。
12	その他の財産	種類別、用途別及び所在別の数量及び価額	種類別は、1から11までに掲げる財産以外の財産について、預託金、株式を無償又は有利な価額で取得することが出来る権利、信託に関する権利等の適宜に設けた区分とする。

注：区分1～12の記載事項にある用途別については、一般用及び事業用の別としています。

LEDランプへの取替費用の取扱い

昨今、エコに関する意識の向上やランニングコスト削減などの理由から、事務所や工場の照明設備をLEDランプへと取り替えることを検討している事業者もいらっしゃるのではないのでしょうか。

LEDランプは、価格は従来型より高いものの、寿命の長さや電気料金の節約、環境問題などのメリットが大きいといわれています。最近ではLEDランプの種類も多くなり、配線工事や改造工事が不要なLEDランプも登場してきています。

このような単に部品の種類を従来品に比べて性能の良いものに取り替えた場合、税務上、修繕費として全額損金となるのでしょうか。それとも、資産として計上しつつ減価償却によって損金化する資本的支出に該当するのでしょうか。

《質疑応答事例集によれば・・・》

このことについて、国税庁が公表している「質疑応答事例集」には、次の事例が掲載されています。これによれば、蛍光灯は照明設備の部品と位置づけ、部品を性能の良いものにしたことによって、設備の価値等が高まったとはいえないとし、修繕費として処理することが相当、としています。なお、この事例は照明設備の工事が行われていません。設備の状況や取り替えるLEDランプの種類によっては、設備自体の工事を行わなければならない場合もあります。このような場合には、本事例の取扱いとは必ずしも同様とならない点に注意が必要でしょう。

自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合の取替費用の取扱いについて

【照会要旨】

当社では、節電対策として自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることを考えていますが、その取替に係る費用については、修繕費として処理して差し支えありませんか。

なお、当社は、これまで蛍光灯が切れた際の取替費用を消耗品費として処理しています。

【取替の概要】

事務室の蛍光灯100本すべてを蛍光灯型LEDランプに取り替える。

なお、この取替えに当たっては、建物の天井のピットに装着された照明設備（建物附属設備）については、特に工事は行われていない。

- ・ 蛍光灯型LEDランプの購入費用：10,000円/本
- ・ 取付工事費：1,000円/本
- ・ 取替えに係る費用総額：1,100,000円

【取替メリット】（略）

【回答要旨】

照会要旨に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおり解して差し支えありません。

（理由）

1. 修繕費と資本的支出

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります（法基通7-8-2）。一方、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出となります（法令132、法基通7-8-1）。

2. 本件へのあてはめ

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯（又は蛍光灯型LEDランプ）は、照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

（関係法令通達 法人税法施行令第132条法人税基本通達7-8-1、7-8-2）



シリーズ5. 「税務署の人事異動」

イザというとき慌てない

税務調査の基礎知識



7月10日に税務署の人事異動がありました。毎年7月10日は、国税の人事異動日となっており、税務署間で異動があるため、調査官も一定人数が入れ替ります。

税務署とは面白い組織で、調査官は3年程度の頻度で税務署が変わり、人事異動になります。つまり、毎年約3分の1の調査官が入れ替るわけです。

これは、調査官と納税者（一般国民）との癒着を防止するための施策だと言われています。ずっと同じ税務署にいれば、何度も同じ社長や税理士を担当することになり、おかしなことになりかねないとの配慮なのです。

どの税務署に、どの調査官が配属になったのかは、公開情報になっていますので、冊子等を購入すれば調べることができます。しかし、このような冊子（一般的には「配属便覧」と呼ばれています）は、印刷等の関係で10月中旬にならないと手に入らないのが通例となっています。

もちろん、個々の調査官を調べても、誰がどんな性格なのかまではわからないですし、そこまで事前に知る必要はないのですが、知っておきたいのは、調査官の経歴です。

税務署という組織も、全員が全員、税務調査を担当している調査官というわけではなく、組織である以上、総務もいれば、人事担当もいます。長年総務の仕事をしており、久しぶりに現場に戻ってきた調査官ということであれば、正直あまり税法も覚えておらず、勘所が悪かったりするため、税務調査がスムーズに進まないケースもあります。

また、税務署の上位にある国税局で、大規模な税務調査ばかり担当していた調査官が、税務署に来たとなれば、ある程度激しい税務調査を想定しておかなければなりませんから、社長と税理士で事前の打合せを綿密にする必要があるかもしれません。

このように、人事異動というのは税務調査の対応が変わる時期でもあるのです。

3分の1もの調査官が異動するわけですから、税務署も今の時期はバタバタしています。そしてここから、秋の税務調査に向けて、調査官は税務調査先の「選定作業」に入るわけです。

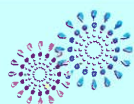
秋は税務調査がもっとも実施される時期です。

早ければ7月最終週くらいに税務調査の予約連絡が入ります。

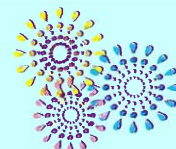
いったんお盆などを挟み、9月から11月くらいにかけて、一気に税務調査が行われるのです。

嬉しい時期ではないかもしれませんが、税務調査はいずれ入るわけですから、誠実に対応したいものです。

参考文献： ■MyKomonHP ■税務通信



夏季休暇のご案内



いつもご愛顧賜り、ありがとうございます。

弊社のお盆に伴う休業日は、**2012年8月13日（月）～8月15日（水）**となります。

尚、8月16日（木）より通常営業となります。予めご了承くださいませよう宜しくお願い致します。

相続税簡易シミュレーション(無料)実施中

将来の安心を得るために、

相続税簡易シミュレーションをしてみませんか？

弊社では、簡易な評価でどれくらい財産があるか

相続税がどのくらいかかるのかを

無料で試算しています。

詳しくは、弊社担当者または財産承継グループに

お問い合わせください。

あしがき 暑中お見舞い申し上げます。

下田です。先月、ミツヒロニュースに関するアンケートを実施したところ多数の方からご回答を頂きました。有り難うございました。皆様の声をお聞かせ頂けるのは嬉しいものですね。今後もお役に立てるニュースを発行していこう！と励みになりました。当選者の方には、プレゼント本をお届けしますので暫くお待ちください。さて、わが家のツバメは、今年は2度卵を産み、計6羽のヒナが巣立ちました。今は南の国へ帰る準備のため河川敷で集団生活をしています。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp>

